

最高裁上告受理申立の不受理に対する声明

1. 最高裁判所は3月31日、地方独立行政法人福岡市立病院機構・福岡市民病院の看護助手の渡利美幸さんが起こした雇止め無効・地位確認訴訟の上告受理申立を不受理とする不当決定をおこなった。「四者共闘会議」は、上告不受理の不当決定に強く抗議する。

2. 原審判決は、労働契約法第19条に規定する、雇止めの理由に客観的で合理的、社会通念上相当であるかどうかについては一切、判断することなく、同条2号規定の「雇用継続期待の合理的理由」が認められないとして控訴棄却した。しかし、看護助手を雇止め時点でも今日でも募集している事実を無視し、更に、看護助手業務を恒常的に必要な業務だと事実認定しながら「代替性」業務だといって基幹性を否定したり、更新手続きも形式的であるのに厳格に行われていたと強弁し、又、「事前の更新の合意がない」「長期雇用継続が当然に予定されていたものではない」等といった、過去の判例には見当たらない過重な要件をも科したうえで雇用継続期待の合理的理由を認めなかったのである。この原審判決は、事実認定を誤り、経験則及び、採証法則に反することは明白であった。最高裁は、労働契約法第19条制定の経緯と立法主旨にたち、こうした原審の誤りを正し、非正規労働者の雇用と権利を守る判断を行うであろうと期待したが、この期待を踏みにじり上告不受理の不当決定を下した。

3. 今回の最高裁の不当決定は、使用者に対して雇用継続期待の合理的理由さえ生じないようになれば、不合理な雇止めも通用するとのことのお墨付きを与えるに等しいもので、労働契約法第19条は死文化してしまう。今回の不当決定は、全

労連が提唱する「最高裁は労働者の味方であれ」の声とこれを進める運動強化の重要性が一層高まっていることを示している。

4. 渡利美幸さんは、様々な障害と困難を乗り越えて不当な雇止めは許さない決意をし、法廷での弁護団の奮闘を力に職場・地域の仲間とともにたたかいぬいた。「四者共闘会議」は、4単産・単組が所属組織の違いを乗り越えて「渡利美幸さんの雇止め撤回、職場復帰を勝ち取る」一点で団結し諸行動を取り組んできた。毎回、大法廷を埋め尽くした裁判期日、3次の最高裁要請行動、全国から寄せられた4万数千筆の署名、福岡市をはじめ関係団体への要請、3度の学習決起集会の成功、毎月の定例宣伝等を取り組むなかで、渡利美幸さんの雇止め撤回・裁判勝利をめざす運動は全国への広がりを見せた。「四者共闘会議」は、運動の到達点に確信をもち、不当な雇止めの根絶と安心して働くことのできる社会をつくるため引き続き奮闘する。

5. 渡利美幸さんの雇止め無効・地位確認を求める裁判闘争にたいして全国の仲間、諸団体から大きなご支援・激励を頂いた。心から感謝申し上げるとともに、渡利美幸さんと「四者共闘会議」は、今後とも非正規労働者の雇用と権利を守るたたかいを強化する決意を表明するものである。

2017年4月6日

渡利美幸さんの雇止め撤回、
職場復帰を求める四者共闘会議
議長 日高 琢二